

点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

根拠法令：消防法施行規則第31条の6第3項

防火対象物（消防法施行令別表第1）		点検結果報告の期間			
		消防用設備等	特殊消防用設備等		
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1年に1回	設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごと	
	ロ	公会堂又は集会場			
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの			
	ロ	遊技場又はダンスホール			
ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの				
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの			
	ロ	飲食店			
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場			
	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの			
(5)	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅			3年に1回
	イ	病院、診療所又は助産所			1年に1回
(6)	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設			
	ハ	幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校			
(7)		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの			3年に1回
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの			1年に1回
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの			
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場			
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	3年に1回		
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの			
(12)	イ	工場又は作業場			
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ			
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場			
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫			
(14)		倉庫			
(15)		前各項に該当しない事業場			
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	1年に1回		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	3年に1回		
(16の2)		地下街	1年に1回		
(16の3)		建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）			
(17)		文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	3年に1回*		
(18)		延長50メートル以上のアーケード	3年に1回		

は特定防火対象物

※特定用途に供される場合には、1年に1回

点検から報告まで

点検の種類と期間

■消防用設備等

- 機器点検（6月ごと）
次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認することです。
(1) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動
(2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
(3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項
- 総合点検（1年ごと）
消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認することです。

■特殊消防用設備等（設備等設置維持計画に定める点検の期間ごと）

- 設備等設置維持計画に定める点検の基準に従い確認することです。

整備

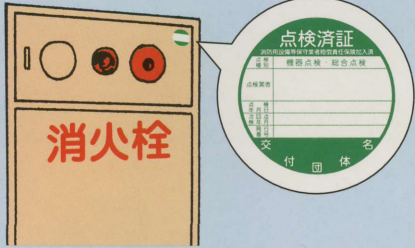
不良箇所

整備

- 政令で定める消防用設備等の整備（軽微な整備は除く。）は消防設備士でなければできません。

点検済票（ラベル）の貼付

- 法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票（ラベル）を消防用設備等の定められた位置に貼付します。
- 点検済票（ラベル）は、各都道府県消防設備保守協会に登録した点検実施者に交付されます。



点検結果報告書の作成

- 点検した結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します。
- 報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は、消防庁告示で定められています。

報告の期間

■消防用設備等

- 特定防火対象物＝1年に1回
(百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など)
- 非特定防火対象物＝3年に1回
(工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など)

■特殊消防用設備等

- 設備等設置維持計画に定める期間ごと

報告先

- 防火対象物関係者が、消防長又は消防署長（消防本部のない市町村は市町村長）へ直接又は郵送（消防長又は消防署長が適当と認める場合）にて提出。



消防用設備等に点検済票(ラベル)が貼られていますか？

点検済票(ラベル)は、都道府県消防設備保守協会が一定の要件を満たしている点検実施者(表示登録会員)に交付するものです。

点検済表示
制度とは…

- 消防用設備等の点検が適正に行われ、機能が正常であるものに、点検済の表示をし、点検実施者の責任を明確にするとともに防火対象物の関係者、利用者などに維持管理が適正に行われていることを知らせるものです。
- 防火対象物の関係者・点検済票(ラベル)交付機関・点検実施者などが、消防用設備等の維持管理の適正化を図ることを目的に一致協力して推進するものです。

点検済票(ラベル)交付機関



防火対象物の関係者

点検実施者

点検済票(ラベル)
が貼られること
によって…

- 点検実施者の責任が明確になり、適正な点検が期待できます。
- 点検日、点検の内容がわかります。
- 次回の点検時期がわかり、維持管理の徹底が図れます。
- 安全のシンボルマークとして、建物利用者に安心感を与えます。
- 点検報告や立入検査などの行政事務の一部の簡素化につながります。



表示登録会員は、高い技術を持っている点検のプロフェッショナル！

点検済票(ラベル)は、適正な点検の証

あかし

点検業者用

点検済票(ラベル)の様式・種類

点検業者以外の者用

消火器用

点検済証	
消防用設備等保守業者賠償責任保険加入済	
点検種別	機器点検
点検業者	
点検日	年月日
点検者	氏名
交付	団体名

45mm

消火器以外の消防用設備等用

点検済証	
消防用設備等保守業者賠償責任保険加入済	
点検種別	機器点検・総合点検
点検業者	
点検日	年月日
点検者	氏名
交付	団体名

50mm

消火器用

点検済証	
消防用設備等保守業者賠償責任保険加入済	
点検種別	機器点検
点検業者	
点検日	年月日
点検者	氏名
交付	団体名

45mm

消火器以外の消防用設備等用

点検済証	
消防用設備等保守業者賠償責任保険加入済	
点検種別	機器点検・総合点検
点検業者	
点検日	年月日
点検者	氏名
交付	団体名

50mm

消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・報告は防火対象物関係者の義務です。

定期点検報告制度

消防用設備等及び特殊消防用設備等は、いつ火災が発生しても確実に機能を発揮するものでなければなりません。このため、消防法では、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置義務がある防火対象物の関係者に対し、その設置した消防用設備等又は特殊消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防機関へ報告することを義務づけています。

点検実施者

消防用設備等又は特殊消防用設備等を点検するには専門的な知識・技能を必要とします。このため、防火対象物の規模や構造により人命危険度の高い防火対象物においては、**有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）**に点検を行わせることとされています。

有資格者に点検を行わせなければならない防火対象物は、次のとおりです。

- ①延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- ②延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定したもの
- ③特定用途に供される部分が避難階以外の階にある防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2つ（屋外に設けられた避難上有効な構造を有する場合にあっては、1つ）以上設けられていないもの

（詳細は、末尾の消防法施行令第36条第2項参照）

上記以外の防火対象物は、防火管理者等でも点検することができますが、専門的な知識・技能を有する有資格者に点検させることが望ましいです。

点検の内容と点検の期間

点検は、6月ごとに行う機器点検と、1年ごとに行う総

合点検とに分けて行います。

なお、特殊消防用設備等にあっては、設備等設置維持計画によります。

点検結果の報告

点検の結果は、所定の様式に記入し、特定防火対象物にあっては1年に1回、その他の防火対象物にあっては3年に1回消防機関へ報告しなければなりません。

点検・報告義務のある人

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置義務がある防火対象物の関係者（所有者・占有者・管理者など）

罰則

点検結果の報告をしない者、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられるとともに、その法人に対して罰金刑が科せられます。

点検済表示制度

消防法に基づく消防用設備等の適正な点検の実施を推進するために、点検実施者の責任を明確にし、防火対象物関係者等による点検制度の確実な履行を促進することなどを目的とした消防用設備等点検済表示制度が、平成3年5月から施行されました。

この制度は、都道府県消防設備保守協会が、適正な点検を行う意思及び能力があるとして登録（登録申請→審査→承認）した点検業者等に対してラベルを交付し、点検業者等は、点検を行った消防用設備等にこのラベルを貼付するものです。

平成8年4月からは、ラベルが貼付されている場合には、点検結果報告書の添付書類の省略や消防機関による立入検査時の確認事務の簡素化などが図られることになりました。

点検・整備は確実に!!

点検・報告義務のある人

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が義務づけられている防火対象物の関係者（所有者・占有者・管理者など）

点検をする人

消防設備士・消防設備点検資格者など

報告を受ける人

消防長又は消防署長



罰 則

消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告をしない者又は虚偽の報告をした者

- 30万円以下の罰金又は拘留（消防法第44条第7号の3）
- 上記の場合、その法人に対しても上記に定める罰金刑が科せられます。（消防法第45条第3号＝両罰規定）

高額請求
不適正な点検

消火器の訪問点検にご注意